

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

告 示

○県議会の議員その他の非常勤の職員等の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程

○県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る介護補償の金額を定める規程の一部を改正する規程

○口頭により開示請求を行うことができる個人情報等を定める件の一部を改正する件

○飼料の試験の結果の概要を公表する件

○保安林の指定を解除する件

○市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可した件

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証

の申請があった件二件

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件

○産業廃棄物処理施設等設置事前協議書の提出があったので公告する件

○指定居宅サービス事業者を指定した件

○指定居宅介護支援事業者を指定した件

○指定居宅サービス事業を廃止した旨届出があった件

○指定居宅介護支援事業を廃止した旨届出があった件

○指定居宅サービス事業を行う事業所の名称を変更した旨届出があった件

○指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件

○指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件

○指定介護予防サービス事業者を指定した件

○指定介護予防サービス事業を廃止した旨届出があった件

○指定介護予防サービス事業を行う事業所の名称を変更した旨届出があった件

○指定介護予防サービス事業を行う事業所の名称を変更した旨届出があった件

○指定介護予防サービス事業を行う事業所の名称を変更した旨届出があった件

○指定介護予防サービス事業を行う事業所の名称を変更した旨届出があった件

○指定介護予防サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件

○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件

○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関を指定した件

○障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地を変更した旨届出があった件

○障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地を変更した旨届出があった件

○障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地を変更した旨届出があった件

○県営土地改良事業の工事が完了した件

○土地改良事業の工事の完了について届出があった件

○福島県企業局財務規程の一部を改正する規程

○福島県企業局財務規程の一部を改正する規程

○一般競争入札を行う件

○一般競争入札を行う件

規 則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年六月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第七十三号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則(昭和三十九年福島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一株式会社東邦銀行飯野支店の項中「伊達郡飯野町」を「福島市飯野町」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年七月一日から施行する。

(出納総務課)

告 示

福島県告示第四百五十七号

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年六月二十年

福島県知事 佐藤 雄平

県議会の議員その他の非常勤の職員に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程

県議会の議員その他の非常勤の職員に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程（平成二十年福島県告示第千三百九十五号）の一部を次のように改正する。

本則の表二十歳未満の項中「四、二二九円」を「四、四一四円」に、「一三、四六七円」を「一三、五一一元」に改め、同表二十歳以上二十五歳未満の項中「四、八四七円」を「四、九六七円」に、「一三、四六七円」を「一三、五一一元」に改め、同表二十五歳以上三十歳未満の項中「五、七四四円」を「五、八二七円」に、「一三、四六七円」を「一三、七二一元」に改め、同表三十歳以上三十五歳未満の項中「六、四七八円」を「六、五〇〇円」に、「一六、二四五円」を「一六、三九二円」に改め、同表三十五歳以上四十歳未満の項中「七、〇六二円」を「七、〇〇六円」に、「二〇、〇八四円」を「二〇、〇七二円」に改め、同表四十歳以上四十五歳未満の項中「七、二二三円」を「七、二七三円」に、「二二、五九一元」を「二二、六四六円」に改め、同表四十五歳以上五十歳未満の項中「六、九七三円」を「七、〇三五円」に、「二二、九四一元」を「二四、一五七円」に改め、同表五十歳以上五十五歳未満の項中「六、四七九円」を「六、五六九円」に、「二四、一六四円」を「二四、三八〇円」に改め、同表五十五歳以上六十歳未満の項中「五、八四三円」を「五、九二二円」に、「二二、九二八円」を「二二、八九二円」に改め、同表六十歳以上六十五歳未満の項中「四、五三九円」を「四、五五〇円」に、「二二、一六四円」を「二二、一〇〇円」に改め、同表六十五歳以上七十歳未満の項中「四、一〇〇円」を「四、〇九〇円」に、「二四、六〇八円」を「二四、三五三円」に改め、同表七十歳以上の項中「四、一〇〇円」を「四、〇九〇円」に、「一三、四六七円」を「一三、五一一元」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
2 この規程（本則の表三十五歳以上四十歳未満の項中「二〇、〇八四円」を「二〇、〇七二円」に改める部分、同表五十五歳以上六十歳未満の項中「二二、九二八円」を「二二、八九二円」に改める部分、同表六十歳以上六十五歳未満の項中「二二、一六四円」を「二二、一〇〇円」に改める部分及び同表六十五歳以上七十歳未満の項中「一四、六〇八円」を「一四、三五三円」に改める部分を除く。）による改正後の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の規定は、平成二十年四月一日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

（職員厚生課）

福島県告示第四百五十八号

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年六月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

県議会の議員その他の非常勤の職員に係る介護補償の金額を定める規程の一部を改正する規程

県議会の議員その他の非常勤の職員に係る介護補償の金額を定める規程（平成八年福島県告示第五百二十五号）の一部を次のように改正する。
本則の表常時介護を要する状態の項中「十万四千九百九十円」を「十万四千九百六十円」に、「五万六千七百十円」を「五万六千九百三十円」に改め、同表常時介護を要する状態の項中「五万二千三百円」を「五万二千四百八十円」に、「二万八千二百六十円」を「二万八千四百七十円」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
2 改正後の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程の規定は、平成二十年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

（職員厚生課）

福島県告示第四百五十九号

口頭により開示請求を行うことができる個人情報等を定める件（平成十八年福島県告示第四百十四号）の一部を次のように改正し、平成二十年十月一日以降に合格者を発表する試験から適用する。
平成二十年六月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一の表毒物劇物取扱者試験の項の次に次のように加える。

Table with 2 columns: 登録販売者試験 (Registration Sales Agent Exam) and 項目別得点及び総合得点 (Item-wise scores and total score). Both cells contain '同' (Same).

（文書法務課）

福島県告示第四百六十号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成二十年二月から同年三月までの間に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。
平成二十年六月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 栄養成分に関する検査

Table with 4 columns: 製造事業場等の名 (Name of manufacturing site), 収去場所 (収去年 称) (Collection location (collection year, name)), 飼料の名 (飼料) (Name of feed), 製造年月 (Manufacturing date), 試験結果の概要 (%) (Summary of test results (%)), 備考 (Remarks).

称及び所在地	月	の種類	粗たんぱく質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム	りん	その他の検査
岩瀬郡天栄村牧ノ内児渡森55 バイオワークス株式会社天栄工場	岩瀬郡天栄村牧ノ内児渡森55 バイオワークス株式会社天栄工場 (平成20年2月)	エフデーミックス(2)(牛用混合飼料)	8.3	2.4	11.3	4.2	0.66	0.20	—
西白河郡西郷村大字真舟字芝原246-1 1 有限会社クラフトワンルム西郷ゆば工房 (平成20年3月)	西白河郡西郷村大字真舟字芝原246-1 1 有限会社クラフトワンルム西郷ゆば工房 (平成20年3月)	とうふかす(単体飼料)	4.0	2.8	2.9	0.9	0.04	0.09	—
相馬市成田字大作295 成田食品工業株式会社	相馬市成田字大作295 成田食品工業株式会社 (平成20年3月)	もやし飼料(混合飼料)	8.5	0.3	6.6	0.8	0.16	0.04	—

注

- 飼料の名称の欄中「規」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。
- 試験結果の概要の欄には、個別検査項目別に試験結果を示し、表示された栄養成分量に対して過不足があった場合には、備考の欄にその過不足の量を示す。
- 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所(収去年月)	飼料の名称(飼料の種類)	製造年月	試験結果の概要	備考

岩瀬郡天栄村牧ノ内児渡森55 バイオワークス株式会社天栄工場	岩瀬郡天栄村牧ノ内児渡森55 バイオワークス株式会社天栄工場 (平成20年2月)	エフデーミックス(2)(牛用混合飼料)	平成20年2月	カドミウム 鉛 水銀
西白河郡西郷村大字真舟字芝原246-1 1 有限会社クラフトワンルム西郷ゆば工房	西白河郡西郷村大字真舟字芝原246-1 1 有限会社クラフトワンルム西郷ゆば工房 (平成20年3月)	とうふかす(単体飼料)	平成20年3月	カドミウム 鉛 水銀
相馬市成田字大作295 成田食品工業株式会社	相馬市成田字大作295 成田食品工業株式会社 (平成20年3月)	もやし飼料(混合飼料)	平成20年3月	カドミウム 鉛 水銀

注 試験結果の概要の欄には、違反が認められなかった場合にはその検査項目を示し、違反が認められた場合にはその検査項目及び検査結果を示し、備考の欄にはその内容を示す。
(體業綜合センター)

福島県令第四百六十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十年六月二十日

解除に係る保安林の所在場所

福島県知事 佐藤 雅平

- 二 南会津郡南会津町内川字糸沢山七四三の三
保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

(治山対策課)

福島県告示第四百六十二号
 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更について、次のとおり認可した。
 平成二十年六月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 組合の名称
郡山駅前一丁目第一地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
平成十九年六月から平成二十二年十二月まで
- 三 施行地区
郡山市駅前一丁目地内
- 四 事務所の所在地
郡山市駅前一丁目九番十五号
- 五 設立認可の年月日
平成十九年六月二十二日
- 六 事業施行予定期間の変更の内容
変更前 平成十九年六月から平成二十一年十二月まで
変更後 平成十九年六月から平成二十二年十二月まで
- 七 変更認可の年月日
平成二十二年六月十一日

(建築指導課)

公 告

公告第三百二十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
 平成二十年六月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十年六月二日

- 二 名称
NPO法人SSAスポーツクラブ
- 三 代表者の氏名
菅原 秀介
- 四 主たる事務所の所在地
福島県郡山市柏山町二十二番地の二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域の住民に対して、スポーツ活動に関する事業を行い、スポーツの振興に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第三百二十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
 平成二十年六月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十年五月三十日
- 二 名称
特定非営利活動法人キャリア・デザイナーズ
- 三 代表者の氏名
深谷 昇
- 四 主たる事務所の所在地
福島県郡山市安積町笹川字荒屋敷三番地の十六
- 五 定款に記載された目的
この法人は、多くの人々が人間として心豊かで、個人の主体的なキャリア形成と職業生活の充実や人生を歩むプロセスにおいて直面する問題の解決を幅広く支援し、ひいては地域の雇用の安定に関する啓蒙活動や支援活動を通じ社会貢献することを目的とする。

(文化振興課)

公告第三百二十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
 平成二十年六月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十年六月十二日
- 二 名称

三 NPO法人あおば
代表者の氏名
大塚 憲

四 主たる事務所の所在地
福島県双葉郡双葉町大字長塚字谷沢町十番地

五 定款に記載された目的
この法人は、障がい者に対して、食・住及び自立支援に関する事業を行い、安心して社会参加が出来る生活環境を創造し、社会福祉に寄与することを目的とする。
(文化振興課)

公告第三百二十四号

福島県産業廃棄物処理指導要綱(平成二年福島県告示第三百三十八号)第十条第一項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設等設置事前協議書の提出があったので、同条第六項の規定により、次のとおり公告する。
平成二十年六月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 設置等予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
有限会社斎藤牧場 代表取締役 齋藤 文雄
福島県福島市松川町水原字峰路八番地の二三
- 二 産業廃棄物処理施設等の設置等予定地区
福島県福島市山田字南音坊地内
- 三 産業廃棄物処理施設等の種類
産業廃棄物指定処理施設(産業廃棄物の堆肥化施設)
- 四 産業廃棄物処理施設等の処理能力
六〇立方メートル毎日(二四時間)
(産業廃棄物課)

公告第三百二十五号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。
平成二十年六月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称(個人にあつては、氏名)	申請者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	指定年月日	サービスの種類
--------	---------	--------------------	----------------------------	-------	---------

ヘルパーステーション こもれび	福島市泉字曲松二―二曲六	特定非営利活動法人いわき自立生活センター	福島県いわき市平研町一	平成二〇年六月一日	訪問介護
ヘルパーステーション しなのき	会津若松市神指町黒川字芦野甲八六四―一	有限会社なごやか	同 県会津若松市神指町黒川字芦野甲八六四―一	同	同
訪問介護事業所さくら	相馬市塚部字聖四	株式会社さくら	同 県相馬市塚部字聖四	同	同
針生ヶ丘デイサービスセンターなごみ	郡山市大槻町字天正坦一―	財団法人金森和心会	同 県郡山市大槻町字天正坦一―	同	通所介護
そうま・ほととサロン	相馬市今田字大竹三四	有限会社そうま介護センター	同 県相馬市今田字大竹三四	同	同
社会福祉法人慈仁会ケアハウス星風苑	伊達市月舘町御代田字月崎山一―七	社会福祉法人慈仁会	同 県伊達市月舘町御代田字月崎山一―七	同	特定施設入居者生活介護
三友住設株式会社	南相馬市原町区下渋佐字湊二六―一―一	三友住設株式会社	同 県南相馬市原町区下渋佐字湊二六―一―一	同	特定福祉用具販売

(高齢福祉課介護保険室)

公告第三百二十六号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。
平成二十年六月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	指定年月日
トーマクひまわり居宅介護支援事業所	白河市池下向山一―三	株式会社トーマクひまわり	福島県白河市池下向山一―三	平成二〇年六月一日
社会福祉法人慈仁会居宅介護支援事業所星風苑	伊達市月舘町御代田字月崎山一―七	社会福祉法人慈仁会	同 県伊達市月舘町御代田字月崎山一―七	同

(高齢福祉課介護保険室)

公告第三百二十七号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から、次に掲げる居宅サービスの事業を廃止した旨届出があった。
平成二十年六月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	廃止年月日	サービスの種類
訪問看護ステーション きゅあ	いわき市内郷綴町金谷二二三	株式会社シグマ	宮城県仙台市青葉区花壇七―二二	平成二〇年五月一日	訪問看護
訪問看護ステーション 杏花苑	白河市白坂三輪台一五	医療法人那須高原心臓消化器研究会	福島県白河市白坂三輪台一五	平成二〇年三月三十一日	同
有限会社アイ介護サービス	郡山市富田町字町西二五―二	有限会社アイ介護サービス	同 県郡山市富田町字町西二五―二	平成二〇年四月三〇日	訪問介護

公告第三百二十八号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から、次に掲げる事業所において行う指定居宅介護支援の事業を廃止した旨届出があった。
平成二十年六月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

しょうぶ苑ヘルパーセンター	喜多方市岩月町大字葛蒲沢三六一〇―一	社会福祉法人啓和会	同 県喜多方市岩月町大字葛蒲沢三六一〇―一	平成二〇年三月三十一日	訪問介護
グリーンケア訪問介護サービス	大沼郡会津美里町荻窪字上野一八五	医療法人社団平成会	同 県大沼郡会津美里町荻窪字上野一八五	同	同

(高齢福祉課介護保険室)

公告第三百二十九号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨届出があった。
平成二十年六月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
あいセンター薬局	会津若松市山鹿町四―一三	あいセンター薬局	福島県会津若松市山鹿町四―一三	平成二〇年三月三十一日
二本松市岩代在宅介護支援センター指定居宅介護支援事業所	二本松市上長折字行部内四三三	二本松市	同 県二本松市(金色四〇三―一)	同

(高齢福祉課介護保険室)

変更前の事業所の名称	変更後の事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	サービスの種類
医療生協デ イサービス センター	医療生協デ イサービス センターあ おぞら	会津若松市神 指町黒川湯川 東二〇五一一	会津医療生 活協同組合	福島県会津若 松市東千石一 二二一一三	通所介護

(高齢福祉課介護保険室)

公告第三百三十号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があつた。

平成二十年六月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	サービスの種類
福島県厚生農業協同組合連合会しらかわ訪問看護ステーション	白河市横町一四	白河市豊地上弥次郎二一一	福島県厚生農業協同組合連合会	福島県福島市飯坂町平野字三枚長一―一	訪問看護
さんあい訪問看護ステーション	須賀川市弘法坦五三一二	須賀川市西川字隠久保一三六	医療法人三愛会	同 県須賀川市弘法坦五三一二	同
日本パック・リハビリ株式会社郡山	郡山市安積町荒井林ノ越七	郡山市安積町荒井字弁天一〇―一	日本パック・リハビリ株式会社	宮城県仙台市太白区鉤取一丁目一	福祉用具貸与 特定福祉

営業所	訪問介護事業所みらい	同 市富久山町八山田字尾池南一―一シニアハウス大樹内	同 市富田町字愛宕前七七―七横山ビル二〇五号	株式会社エコージェンシー	福島県郡山市大町一丁目一四―一	用具販売
ライフサポートセンター ―家楽	同 市昭和二丁目一七―二	同 市富久山町久保田字乙高三五―五	同 市富久山町久保田字大原一―一六―六	株式会社ライフエージェント	同 市富久山町久保田字大原一―一六―六	通所介護
ふたば農業協同組合	双葉郡双葉町長塚字町西一―一	双葉郡浪江町北幾世橋字羽場下九―二	ふたば農業協同組合	同 県双葉郡大熊町下野上字大野三九八	同 県双葉郡大熊町下野上字大野三九八	訪問介護

(高齢福祉課介護保険室)

公告第三百三十一号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があつた。

平成二十年六月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
住宅介護支援事業所みらい	郡山市富久山町八山田字尾池南一―一シニアハウス大樹内	郡山市富田町字愛宕前七七―七横山ビル二〇五号	株式会社エコージェンシー	福島県郡山市大町一丁目一四―一
白河厚生総合病院居宅介護支援事業所	白河市明戸五六―一二	白河市豊地上弥次郎二一一	福島県厚生農業協同組合連合会	同 県福島市飯坂町平野字三枚長一―一

秋元居宅介護 支援事業所	喜多方市関柴町 上高領字広面六 八一―三	喜多方市字下川 原八二九〇―一	医療法人健 仁会	同 県喜多方市 字下川原八二九 〇―一二
-----------------	----------------------------	--------------------	-------------	----------------------------

(高齡福祉課介護保険室)

公告第三百三十二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三條第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成二十年六月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称(個人にあつては、氏名)	申請者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	指定年月日	サービスの種類
ヘルパーステーション しなのき	会津若松市神指町黒川字芦野甲八六四―一	有限会社なごやか	福島県会津若松市神指町黒川字芦野甲八六四―一	平成二〇年六月一日	介護予防 訪問介護
訪問介護事業所さくら	相馬市塚部字聖四	株式会社さくら	同 県相馬市塚部字聖四	同	同
針生ヶ丘デイサービスセンターなごみ	郡山市大槻町字天正坦一	財団法人金森和心会	同 県郡山市大槻町字天正坦一	同	介護予防 通所介護
そうま・ほつとサロン	相馬市今田字大竹三四	有限会社そうま介護センター	同 県相馬市今田字大竹三四	同	同
社会福祉法人慈仁会ケアハウス星風苑	伊達市月館町御代田字月崎山一―七	社会福祉法人慈仁会	同 県伊達市月館町御代田字月崎山一―七	同	介護予防 特定施設 入居者生活介護

公告第三百三十三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五條の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から、次に掲げる介護予防サービスの事業を廃止した旨届出があった。

平成二十年六月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

三友住設株式会社	南相馬市原町区下渋佐字湊二六一―一	三友住設株式会社	同 県南相馬市原町区下渋佐字湊二六一―一	同	特定介護 予防福祉 用具販売
----------	-------------------	----------	----------------------	---	----------------------

(高齡福祉課介護保険室)

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	廃止年月日	サービスの種類
訪問看護ステーション きゅあ	いわき市内郷綴町金合二三	株式会社シグマ	宮城県仙台市青葉区花壇七―二二	平成二〇年五月一日	介護予防 訪問看護
訪問看護ステーション 杏花苑	白河市白坂三輪台一五	医療法人那須高原心臓消化器研究会	福島県白河市白坂三輪台一五	平成二〇年三月三十一日	同
しょうぶ苑ヘルパーセンター	喜多方市岩月町大都字菖蒲沢三六一―一	社会福祉法人啓和会	同 県喜多方市岩月町大都字菖蒲沢三六一―一	同	介護予防 訪問介護
グリーンケア訪問介護サービス	大沼郡会津美里町荻窪字上野一八五	医療法人社団平成会	同 県大沼郡会津美里町荻窪字上野一八五	同	同

公告第三百三十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨届出があった。
平成二十年六月二十日
福島県知事 佐藤雄平

変更前の事業所の名称	変更後の事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称（個人にあつては、氏名）	事業者の主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所）	サービスの種類
医療生協デ イサービス センター	医療生協デ イサービス センターあ おぞら	会津若松市神 指町黒川湯川 東二〇五一一	会津医療生 活協同組合	福島県会津若 松市東千石一 一一一三	介護予防 通所介護

（高齢福祉課介護保険室）

公告第三百三十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。
平成二十年六月二十日
福島県知事 佐藤雄平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称（個人にあつては、氏名）	事業者の主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所）	サービスの種類
福島県厚生 農業協同組 合連合会し らかわ訪問 看護ステ-	白河市横町一 一四	白河市豊地上 弥次郎二一一	福島県厚生 農業協同組 合連合会	福島県福島 市飯坂町平 野字三枚長 一一一	介護予防 訪問看護

（高齢福祉課介護保険室）

シヨ ン	さんあい訪 問看護ステ ーション	須賀川市弘法 垣五三一二	須賀川市西川 字隠久保一三 六	医療法人三 愛会	同 県須賀 川市弘法垣 五三一二	同
日本パッ ク・リハ ビリ株 式会社郡 山営業所	郡山市安積町 荒井林ノ越七 〇一一	郡山市安積町 荒井字弁天一 〇一一	郡山市安積町 荒井字弁天一 〇一一	日本パッ ク・リハ ビリ株 式会社	宮城県仙台 市太白区鉤 取一丁目一 一一	介護予防 福祉用具 貸与 特定介護 予防福祉 用具販売
訪問介護事 業所みらい	同 市富久山 町八山田字尾 池南一一一 ニアハウス大 樹内	同 市富田町 字愛宕前七七 一七横山ビル 二〇五号	同 市富田町 字愛宕前七七 一七横山ビル 二〇五号	株式会社エ コエージエ ンシー	福島県郡山 市大町一丁 目一四一一 四	介護予防 訪問介護
ライフサポ ートセンタ ー家楽	同 市昭和二 丁目一七一 二	同 市富久山 町久保田字乙 高三五一一 五	同 市富久山 町久保田字乙 高三五一一 五	株式会社ラ イフエー ジエント	同 市富久山 町久保田字大 原一一六一 六	介護予防 通所介護
ふたば農業 協同組合	双葉郡双葉町 長塚字町西一 一一	双葉郡浪江町 北幾世橋字羽 場下九一一 二	双葉郡浪江町 北幾世橋字羽 場下九一一 二	ふたば農業 協同組合	同 県双葉 郡大熊町下 野上字大野 三九八	介護予防 訪問介護

（高齢福祉課介護保険室）

公告第三百三十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。
平成二十年六月二十日

福島県知事 佐藤雄平

公告第三百三十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。
平成二十年六月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	サービスの種類	サービスの主たる対象者
ヘルパーステーションあいあい	いわき市江名字蒲ヶ作一五	いわき市郷ヶ丘二丁目五五	有限会社あい・あい	福島県いわき市郷ヶ丘二丁目九三	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者
あい	四	一三	い	一八	介	護

（障がい福祉課）

名 称	所 在 地	指定年月日	自立支援医療の種類	指定する診療科名	主として担当する医師又は歯科医師
日本調剤双葉薬局	双葉郡双葉町新山字久保前七六一	平成二〇年六月一日	育成医療 更生医療	調剤	
流薬局	東白川郡棚倉町流字森ノ内五二一	同	同	同	
薬局アップルケアネット保原店	伊達市保原町大泉字大地内一一四	同	同	同	
中央薬局伊達店	同 市保原町上保原字中ノ台四一	同	同	同	

公告第三百三十八号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第三十五条において準用する同法第二十七条第三項の規定により、次の障害者就業・生活支援センターから当該指定に係る事務所の所在地を変更した旨届出があった。
平成二十年六月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

センターの名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
社会福祉法人いわき福音協会	事務所の所在地	いわき市平字田町二四番地	いわき市平字堂ノ前二番地	平成二〇年六月一日

（雇用労政課）

公告第三百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、新安積地区に係る県営基幹水利施設補修事業の工事は、平成二十年三月二十八日完了したので公告する。
平成二十年六月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

（農村計画課）

公告第三百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第二項の規定により、次の者から土地改良事業の工事の完了について届出があった。
平成二十年六月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

コスモ調剤薬局南沢又店	福島市南沢又字前田一七二三	同	同	
しのぶ薬局鏡石店	岩瀬郡鏡石町鏡沼二一四	同	同	

（障がい福祉課）

土地改良事業を行う者の名称
 いわき市
 地区名
 長ノ町
 土地改良事業の種類
 元気な地域づくり交付金
 (農業生産基盤整備一環)
 施行認可年月日
 平成一八年八月九日
 工事の完了年月日
 平成二〇年四月四日

福島県企業局

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年6月20日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県企業局管理規程第10号

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程

福島県企業局財務規程(昭和44年福島県企業局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第50条第5号中「自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく」を「火災保険料及び」に改める。

第150条第3項中「福島県企業局いわき事業所長」を「事業所長」に改める。

第179条第1項第4号中「施行令第167条の5第1項又は施行令」を「地方自治法施行令第167条の5第1項又は同令」に、「以下第197条第1項第2号において同じ。」又は「地方公共団体」を「地方公共団体又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)(第197条第1項第2号において「国等」という。)」に改め、同項第6号中「100万円」を「500万円」に改め、「(当該契約の締結の日から15日以内の日を当該期日としている場合に限る。)」を削る。

第194条第1項中「15日」を「10日」に改める。

第197条第1項第2号中「一般競争入札」を「地方自治法施行令第167条の5第1項又は同令第167条の11第2項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合において、一般競争入札」に、「過去2年間に、国又は地方公共団体を「当該資格を有する者であつて過去2年間に国等」に改め、同項第3号中「100万円」を「500万円」に改め、「(当該契約の締結の日から15日以内の日を当該期日としている場合に限る。)」を削る。

第211条の2を次のように改める。

(総合評価一般競争入札)

第211条の2 契約権者は、地方自治法施行令第167条の100の2第4項又は第5項の規定によりあらかじめ学識経験を有する者の意見を聴いたときは、別に定める場合を

除き、その意見を管理者に報告し、その指示を受けなければならない。
 第219条中「15日」を「10日」に改める。

別表第1費用勘定の表中	「	補償金 雑費	」	を
	受託給水 工事費			受工
	給水装置の新設又は修繕等の受託工事に要する費用			

補償金
負担金
雑費
給水装置の新設又は修繕等の受託工事に要する費用
に改める。

別表第4の2の表中「伊達郡飯野町」を「福島市」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、別表第4の改正規定は、平成20年7月1日から施行する。

福島県警察本部

福島県警察本部公告第31号

交番・駐在所フランクジミリの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第246条第1項の規定により公告する。
 平成20年6月20日

福島県警察本部長 久保 潤二

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入物品の名称及び数量 交番・駐在所フランクジミ 53台(搬入、据付け、調整等を含む。)
 - (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 借入期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
 - (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。
 - (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。
 - (4) 当該物品を借入期間内に確実に貸与できる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成20年6月27日(金)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。
- 郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号
 福島県警察本部警務部会計課入札係
 電話024-522-2151
- 4 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年7月7日(月)午後2時 福島県警察本部入札室(福島県福島市杉妻町5番75号)
 - (3) その他 郵便による入札は、不可とする。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 6 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 7 その他
- (1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (3) 契約書作成の要否 要
 - (4) その他 詳細は、入札説明書による。